

北九州市予防給付型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 予防給付型訪問サービス

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条—第40条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条—第43条）

第3章 生活支援型訪問サービス

第1節 基本方針（第44条）

第2節 人員に関する基準（第45条・第46条）

第3節 設備に関する基準（第47条）

第4節 運営に関する基準（第48条・第49条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第50条）

第6節 準用（第51条）

第4章 共生型訪問サービス

第1節 基本方針（第52条）

第2節 人員に関する基準（第53条、第54条）

第3節 設備に関する基準（第55条）

第4節 準用（第56条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、北九州市が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービス（以下「予防給付型訪問サービス」という。）及び同条第2号に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準を緩和したサービス（以下「生活支援型訪問サービス」「共生型訪問サービス」）という。）に係る人員、設備及び運営に関する基準等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）指定予防給付型訪問サービス事業者 法115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）のうち、予防給付型訪問サービスを提供する事業者をいう。

- (2) 指定予防給付型訪問サービス 第1号に規定する事業者から当該指定に係る予防給付型サービス事業を行う事業所により行われる予防給付型サービスをいう。
- (3) 指定生活支援型訪問サービス事業者 指定事業者のうち、生活支援型訪問サービスを提供する事業者をいう。
- (4) 指定生活支援型訪問サービス 第3号に規定する事業者から当該指定に係る生活支援型サービス事業を行う事業所により行われる生活支援型サービスをいう。
- (5) 指定共生型訪問サービス事業者 指定事業者のうち、共生型訪問サービスを提供する事業者をいう。
- (6) 指定共生型訪問サービス 第3号に規定する事業者から当該指定に係る共生型サービス事業を行う事業所により行われる共生型サービスをいう。
- (7) 利用料 法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (8) 予防給付型訪問サービス費用基準額 市長が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定予防給付型訪問サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定予防給付型訪問サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- (9) 生活支援型訪問サービス費用基準額 市長が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定生活支援型訪問サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定生活支援型訪問サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- (10) 共生型訪問サービス費用基準額 市長が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定共生型訪問サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定共生型訪問サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- (11) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。
- (12) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(一般原則)

- 第3条 指定予防給付型訪問サービス事業者、指定生活支援型訪問サービス事業者及び指定共生型訪問サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者、指定生活支援型訪問サービス事業者及び指定共生型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業、指定生活支援型訪問サービス事業及び指定共生型訪問サービス事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の予防給付型訪問事業者、生活支援型訪問事業者及び共生型訪問サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
 - 3 指定予防給付型訪問サービス事業者、指定生活支援型訪問サービス事業者及び指定共生型訪問サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
 - 4 指定予防給付型訪問サービス事業者、指定生活支援型訪問サービス事業者及び指定共生型訪問サービス事業者は、そのサービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定

する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 予防給付型訪問サービス

第1節 基本方針

第4条 予防給付型訪問サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 指定予防給付型訪問サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定予防給付型訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定予防給付型訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は別に市長が定めるものをいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（指定予防給付型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定予防給付型訪問サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定予防給付型訪問サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他市長が定める者であって、専ら指定予防給付型訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定予防給付型訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定予防給付型訪問サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定予防給付型訪問サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 指定予防給付型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定予防給付型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定予防給付型訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定予防給付型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

- 第7条 指定予防給付型訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定予防給付型訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定予防給付型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第8条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定予防給付型訪問サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定予防給付型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定予防給付型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定予防給付型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（２）電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、時期的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用にも供されるものをいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

３ 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

４ 第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定予防給付型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

５ 指定予防給付型訪問サービス事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（１）第２項各号に規定する方法のうち指定予防給付型訪問サービス事業者が使用するもの

（２）ファイルへの記録の方式

６ 前項の規定による承諾を得た指定予防給付型訪問サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第９条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、正当な理由なく指定予防給付型訪問サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第１０条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、当該指定予防給付型訪問サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定予防給付型訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定予防給付型訪問サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定、事業対象者、要支援認定の有効期間及び負担割合を確かめるものとする。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定予防給付型訪問サービスを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの提供の開始に際し、要支援認定等（予防給付を受けようとする被保険者が、要支援者又は事業対象者に該当すること及び要支援者にあつてはその該当する要支援状態区分について、市の認定を受けることをいう。以下同じ。）を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第14条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「介護予防支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(予防給付型訪問サービス費の支給を受けるための援助)

第15条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市

に対して届け出ること等により、予防給付型訪問サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費もしくは第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第16条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定予防給付型訪問サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第17条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスを提供した際には、当該指定予防給付型訪問サービスの提供日及び内容、当該指定予防給付型訪問サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定予防給付型訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定予防給付型訪問サービスに係る予防給付型訪問サービス費用基準額から当該指定予防給付型訪問サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定予防給付型訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定予防給付型訪問サービスに係る予防給付型訪問サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定予防給付型訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定予防給付型訪問サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(事業支給費給付の請求のための証明書の交付)

第21条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定予防給付型訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定予防給付型訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定予防給付型訪問サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第23条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定予防給付型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたとき又は要介護状態等になったとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって事業支給費の給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に指定予防給付型訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第25条 指定予防給付型訪問サービス事業所の管理者は、当該指定予防給付型訪問サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業所の管理者は、当該指定予防給付型訪問サービス事業所の従業者にこの第1章及び第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者（第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 指定予防給付型訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) サービス担当学会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
 - (4) 介護予防支援事業者等に対し、指定予防給付型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

- (5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (9) その他サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第26条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定予防給付型訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第27条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第28条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、利用者に対し適切な指定予防給付型訪問サービスを提供できるよう、指定予防給付型訪問サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所ごとに、当該指定予防給付型訪問サービス事業所の訪問介護員等によって指定予防給付型訪問サービスを提供しなければならない。
- 3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定予防給付型訪問サービス事業者は、適切な指定予防給付型訪問サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定予防給付型訪問サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体

制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第29条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、当該指定予防給付型訪問サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - （1）当該指定予防給付型訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - （2）当該指定予防給付型訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - （3）当該指定予防給付型訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

（掲示）

第30条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所の見やすい場所に、第26条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定予防給付型訪問サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定予防給付型訪問サービス事業者実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。ただし令和7年3月31日までの間は、適用しない。

（秘密保持等）

第31条 指定予防給付型訪問サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、当該指定予防給付型訪問サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、

あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第32条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第33条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第34条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、指定介護予防支援事業所の介護支援専門員、要支援者又は事業対象者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(苦情処理)

第35条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、提供した指定予防給付型訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、提供した指定予防給付型訪問サービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定予防給付型訪問サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定予防給付型訪問サービス事業者は、提供した指定予防給付型訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定予防給付型訪問サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第36条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定予防給付型訪問サービスに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所と同一の建物に居住する利用者に対して指定予防給付型訪問サービスを提供する場合には、当該建物に居住す

る利用者以外の者に対しても指定予防給付型訪問サービスの提供を行うよう努めなければならない。

- 3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、事業所が存在する地域の自治会等の地縁による団体に加入するなど、地域住民及びその自発的な活動等（以下この項において「地域住民等」という。）との連携、協力等により地域との交流に努めるとともに、地域住民等に対し、当該指定予防給付型訪問サービス等の事業の内容を周知するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第37条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定予防給付型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定予防給付型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第37条の2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- （1）当該指定予防給付型訪問サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- （2）当該指定予防給付型訪問サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3）当該指定予防給付型訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（会計の区分）

第38条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定予防給付型訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第39条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定予防給付型訪問サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第1号及び第2号に掲げる記録については5年間）保存しなければならない。
 - （1）予防給付型訪問サービス計画
 - （2）第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 第42条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第23条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(暴力団員等の排除)

第40条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

- (1) 指定予防給付型訪問サービス事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員等）又は管理者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 暴力団員等をその事業所の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用していること。
- (3) 暴力団員等によりその事業所の運営について支配を受けていると認められること。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされた者で、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。
- (5) 管理者又は役員等が前号に規定する公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していない者であること。
- (6) 県条例第25条第1項第3号に該当することにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。
- (7) 管理者又は役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより拘禁刑又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者であること。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定予防給付型訪問サービスの基本取扱方針)

第41条 指定予防給付型訪問サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、自らその提供する指定予防給付型訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定予防給付型訪問サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

- 5 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定予防給付型訪問サービスの具体的取扱方針)

第42条 訪問介護員等の行う指定予防給付型訪問サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定予防給付型訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定予防給付型訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した予防給付型訪問サービス計画を作成するものとする。
- (3) 予防給付型訪問サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、予防給付型訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、予防給付型訪問サービス計画を作成した際には、当該予防給付型訪問サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定予防給付型訪問サービスの提供に当たっては、予防給付型訪問サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定予防給付型訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定予防給付型訪問サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定予防給付型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) サービス提供責任者は、予防給付型訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該予防給付型訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該予防給付型訪問サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該予防給付型訪問サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防給付型訪問サービス計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する予防給付型訪問サービス計画の変更について準用する。

(指定予防給付型訪問サービスの提供に当たっての留意点)

第43条 指定予防給付型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定予防給付型訪問サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、指定予防給付型訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定予防給付型訪問サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 生活支援型訪問サービス

第1節 基本方針

第44条 生活支援型訪問サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、洗濯等の生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者等の員数)

第45条 指定生活支援型訪問サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定生活支援型訪問サービス事業所」という。）ごとに利用者の数に応じて必要数の従事者及び訪問事業責任者を置かなければならない。

2 前項の従事者は、介護福祉士、市長が定めるもの又は市長が指定する研修の修了者とする。

3 第1項の訪問事業責任者は、従事者の中から必要数を配置するものとする。

4 指定生活支援型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定予防給付型訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活支援型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定生活支援型訪問サービスの事業と指定予防給付型訪問サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準又は第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第46条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、管理に支障がない場合は、当該指定生活支援型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第47条 指定生活支援型訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定生活支援型訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定予防給付型訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活支援型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業、又は指定予防給付型訪問サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準又は第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第48条 指定生活支援型訪問サービス事業所の管理者は、当該事業所の従事者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定生活支援型訪問サービス事業所の管理者は、当該事業所の従事者に第1章及び第3章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 訪問事業責任者（第45条第1項に規定する訪問事業責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定生活支援型訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 従事者等（訪問事業責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 従事者等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 従事者等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 従事者等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(介護等の総合的な提供)

第49条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービスの事業の運営に当たっては、掃除、洗濯等の生活援助を常に総合的に提供するものとし、掃除、洗濯等の生活援助のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定生活支援型訪問サービスの具体的取扱方針)

第50条 指定生活支援型訪問サービスの方針は、第44条に規定する基本方針及び第41条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達や、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 訪問事業責任者は、必要に応じて、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定生活支援型訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した生活支援型訪問サービス計画を作成するものとする。
- (3) 生活支援型訪問サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 訪問事業責任者は、生活支援型訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 訪問事業責任者は、生活支援型訪問サービス計画を作成した際には、当該生活支援型訪問サービス計画を利用者に交付しなければならない。

- (6) 指定生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定生活支援型訪問サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 訪問事業責任者は、サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (13) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて生活支援型訪問サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する生活支援型訪問サービス計画の変更について準用する。

第6節 準用

第51条 第8条から第24条まで、第26条、第28条から第41条まで及び第43条の規定は、生活支援型訪問サービスに関する基準について準用する。この場合において、「予防給付型」とあるのは「生活支援型」と、「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と読み替えるものとする。

第4章 共生型訪問サービス

第1節 基本方針

第52条 共生型訪問サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者等の員数)

第53条 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この条において、「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この条において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護、共生型訪問サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

2 共生型訪問サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定居宅介護事業所等における指定居宅介護又は指定重度訪問介護の利用者（障害者及び障害児）及び共生型訪問介護、共生型訪問サービスの利用者の合計数が、40又はその端数を増すごとに1人以上とする。この場合において、サービス提供責任者の資格要件については、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者であれば、共生型訪問サービス事業所のサービス提供責任者の資格要件を満たすものとする。なお、共生型訪問サービス事業所のサービス提供責任者と指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。

(管理者)

第54条 指定予防給付型訪問サービスと同趣旨である。なお、共生型訪問サービス事業所の管理者と指定居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えない。

第3節 設備に関する基準

第55条 指定居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。

2 共生型訪問サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定予防給付型訪問サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援をうけていること。

第4節 準用

第56条 第5条（第1項を除く。）及び6条並びに第2章第4節及び第5節の規定は、共生型訪問サービスに関する基準について準用する。この場合において、「予防給付型」とあるのは「共生型」と、「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に実施された予防給付型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスについて適用し、施行日前に実施された予防給付型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスについては、なお、従前の要綱の例による。

（委任）

- 3 第1項及び第2項に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に実施された予防給付型訪問サービス、生活支援型訪問サービス及び共生型訪問サービスについて適用し、施行日前に実施された予防給付型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスについては、なお、従前の要綱の例による。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に実施された予防給付型訪問サービス、生活支援型訪問サービス及び共生型訪問サービスについて適用し、施行日前に実施された予防給付型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスについては、なお、従前の要綱の例による。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に実施された予防給付型訪問サービス、生活支援型訪問サービス及び共生型訪問サービスについて適用し、施行日前に実施された予防給付型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスについては、なお、従前の要綱の例による。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に実施された予防給付型訪問サービス、生活支援型訪問サービス及び共生型訪問サービスについて適用し、施行日前に実施された予防給付型訪問サービス

及び生活支援型訪問サービスについては、なお、従前の要綱の例による。